

条例別表

施設	時間	午 前	午 後	夜 間	1 時間単価
		午前 9 時から 正 午 まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時まで	
		円	円	円	円
栄養実習室		2,250	3,000	3,000	750
教養室 A		1,340	1,790	1,790	450
教養室 B		1,610	2,150	2,150	540
教養室 C		920	1,230	1,230	310
教養室 D		850	1,140	1,140	290
和室 A		770	1,030	1,030	260
和室 B		770	1,030	1,030	260
和室 C		770	1,030	1,030	260
和室 D		770	1,030	1,030	260
音楽室		1,750	2,350	2,350	590
ホール A		6,600	8,800	8,800	2,200
ホール B		3,510	4,680	4,680	1,170
ホール C		3,270	4,350	4,350	1,090

備考

- 1 午前から午後へ、午後から夜間へ、又は午前から夜間へ引き続き使用する場合の使用料は、それぞれの時間区分の使用料を合計した額とする。
- 2 1時間以上使用しない時間がある時間区分の使用料については、第4項の規定により算出した1時間当たりの使用料の額（次項において「1時間単価」という。）に使用する時間（当該時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間とする。）を乗じて得た額とする。
- 3 1時間以上使用しない時間がある午前又は午後の時間区分と連続する正午から午後1時までの使用料は、1時間単価とする。
- 4 1時間当たりの使用料の額は、午前、午後及び夜間の各時間区分の使用料を合計して得た額を11で除して得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げる。）とする。